

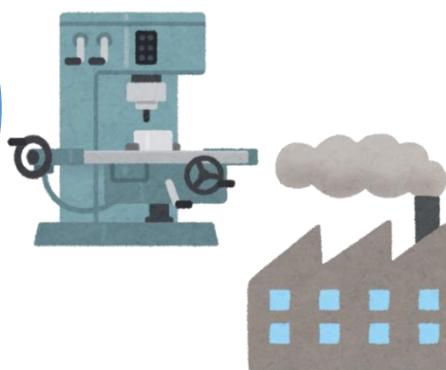
① 設備投資奨励金

固定資産税の **1/2** 相当額を

3年間 交付



※受付終了
しました



9/20
まで

交付申請

2/28
まで

固定資産税完納

実績報告

※土地、芸術品等、太陽光発電（売電用）は対象外です。
※固定資産税完納済みの場合も交付申請が必要です。



【締切厳守】
申込期間

1/5～
1/31まで
消印有効

② 雇用増進奨励金

増加した市内従業員 **1人** 当たり

10万円 交付

※市外からの転入者は **20万円**

※障がい者は **20万円**

※外国人技能実習生は対象外です。

※1号特定技能外国人は対象外です。



詳しくは**裏面**をご覧ください

高島市企業活動支援奨励金交付要綱に基づく 企業活動支援制度

高島市では、市内でがんばる企業の安定した事業活動の下支えとなるよう、また、地域経済の循環を図ることを目的に、企業の設備投資や雇用増進を支援しています。

※交付額の2分の1を地域通貨アイカで支払います。（アイカの交付上限は50万円）

交付対象者

- 市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する法人
- 市税を滞納していないこと



市HPはこちら

※その他の条件は市HPをご確認ください。

①設備投資奨励金

設備投資奨励金は、企業の新規設備投資に対する固定資産税の2分の1相当額を3年間交付するものです。

対象となる設備投資の要件

- 事業の用に供する建物・償却資産を新設、増設、購入等されて固定資産税が賦課されたものが対象です。
(ただし、高島市企業誘致条例の適用を受ける場合を除きます。)
- 2025度は2022年1月2日～2025年1月1日に取得された投資にかかる分が対象になります。
- 土地、事業の用に供さないもの（芸術品など）、太陽光発電設備（売電用）は対象外です。

交付申請期日

2025年（令和7年）9月20日（土）（郵送または持参。当日消印有効）※受付終了しました

実績報告期日

2026年（令和8年）2月28日（土）（郵送または持参。当日消印有効）

②雇用増進奨励金

市内従業員を増員された企業に対し、増加した市内従業員1人当たり10万円（市外からの転入者及び障がい者は20万円）を交付するものです。

※市外からの転入者：2025年1月1日時点で高島市外に住民票を有していた者。

※障がい者：障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者。

※外国人技能実習生は対象外です。

交付条件

2025年1月1日と2026年1月1日を比較して、市内従業員数が増加していること

常時雇用する従業員(2025.1.1現在)	交付対象となる要件
10人以下の企業	1人以上増加
11人～20人の企業	2人以上増加
21人以上の企業	5人以上増加

申請時期

2026年（令和8年）1月5日（月）から1月31日（土）まで（郵送または持参。当日消印有効）

◇申請窓口および問い合わせ先◇

高島市役所 本館1階 商工振興課

住 所：滋賀県高島市新旭町北畠565番地

電 話：0740-25-8514（直通）

E-mail：shoko@city.takashima.lg.jp